

日医発第 934 号（健 I）

令和 8 年 8 月 13 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松岡 かおり
(公印省略)

令和 8 年度 SDS 電子化補助金事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省は、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく化学物質の危険有害性情報の通知（SDS の交付等）をより迅速かつ的確に行う観点から、SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し、令和 7 年 3 月に公開しております。

このフォーマットを活用した SDS データの作成を支援するため、化学物質の譲渡・提供者等が当該フォーマットの活用のため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する「SDS 電子化補助金事業」が令和 7 年度から実施されています。令和 8 年度においても引き続き実施されるため、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より周知依頼がございました。産業医におかれましては、必要に応じて中小企業に対し情報提供していただければ幸いです。

つきましては、本件につき貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等にご周知方ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

○SDS 電子化補助金

対象 : 中小企業

補助額 : 経費に要する費用の 1/2 を補助。上限は 100 万円。

補助対象 : 標準フォーマット形式による SDS の出入力機能を有するシステムの導入（買替、改修等）

※補助金の詳細は別添リーフレットまたは以下ホームページを参照のこと。

全衛連 HP : <https://www.zeneiren.or.jp/sds/index.html>

以上

基安化発 0803 第 1 号
令和 8 年 8 月 3 日

別記の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度 SDS 電子化補助金事業の実施に係る周知について（協力要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく化学物質の危険有害性情報の通知（SDS の交付等）をより迅速かつ的確に行う観点から、SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し、令和 7 年 3 月に公開しました。これは、化学物質の譲渡・提供者が共通のフォーマットを用いて危険有害性情報のデータ（SDS データ）を作成することにより、電子的な情報の交換を容易にすること、SDS の作成・変更・交付等の一連の作業負担を軽減すること、SDS による情報伝達の迅速化を図ること等を目的としたものです。

このフォーマットを活用した SDS データの作成を支援するため、令和 7 年度から、化学物質の譲渡・提供者等が当該フォーマットの活用のため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する「SDS 電子化補助金事業」を実施しています。

本補助金事業について、令和 8 年度においても引き続き実施することとしており、公益社団法人全国労働衛生団体連合会を補助者とする間接補助金として実施することとなりました。令和 8 年 7 月 1 日から申請の受け付けを開始しています。

補助対象等については、別添のリーフレットのとおりですので、化学物質を製造、取り扱う中小事業事業者等の皆様にご利用いただけるよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。